

青森県立保健大学障害学生等支援実施要領

平成31年2月25日
(最終改正 令和4年1月7日)

(目的)

第1条 青森県立保健大学障害学生等支援実施要領（以下「実施要領」という。）は、青森県立保健大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「教職員対応要領」という。）に基づき、障害学生及びこれら以外の本学が行う活動全般に関わる障害者の支援に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この実施要領において「障害学生」とは、教職員対応要領第2条第1号に規定する障害者であって、本学への入学志願者、入学選抜合格者、入学手続完了者及び在籍者をいう。

(合理的配慮の提供の範囲)

第3条 教職員対応要領第7条に規定する合理的配慮の提供の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 修学支援
- (2) 試験の特別措置
- (3) 学内の生活支援
- (4) 実習等に係る支援
- (5) 就職・進学支援
- (6) その他、最高管理責任者が必要と認めるもの

(合理的配慮の提供の相談)

第4条 教職員対応要領第8条により相談を受けた教職員、教務学生課に置く障害学生等相談担当及び保健室は、教職員対応要領に基づき適切な対応を行う。

(合理的配慮の提供の申請)

第5条 次の各号に掲げる合理的配慮の提供を希望する障害学生は、合理的配慮提供申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に添付書類を添えて、教務学生課に置く障害学生等相談担当又は保健室（以下「障害学生等相談担当」という。）に提出するものとする。

- (1) 修学支援（座席指定、ノートテイク等による情報保障、介助者の随伴）
- (2) 試験の特別措置（試験時間延長、別室試験）
- (3) 学内の生活支援（学内施設・設備の改善、介助者代筆による手続）
- (4) 実習等に係る支援（実習先等に対する配慮依頼）
- (5) その他、最高管理責任者が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる合理的配慮の提供を希望する障害学生は、前項に定める申請書の提出を要しないものとする。

- (1) 修学支援（履修相談）
- (2) 学内の生活支援（移動介助、生活相談）
- (3) 実習等に係る支援（実習先選定の相談、実習先等に対する情報提供）
- (4) 就職・進学支援（進路相談、相談先の紹介）
- (5) その他、最高管理責任者が必要と認めるもの

3 前条において相談を受けた教職員は、第1項各号に定める合理的配慮の提供が必要であると判断した場合、障害学生等相談担当へ手続を行うよう当該障害学生に対し助言を行う。

4 前項により助言を行った教職員は、相談の内容を教務学生課に置く障害学生等相談担当へ報告する。

- 5 教務学生課に置く障害学生等相談担当は、第1項により提出を受けた申請書を学生部長に提出する。
- 6 学生部長は、申請内容の所管を判断し、所管する監督者（所管が大学院の場合は監督責任者。次条から第11条まで同じ。）に申請書を提出する。

（申請内容の確認及び合理的配慮提供計画書の作成）

第6条 前条により申請書の提出を受けた監督者は、当該障害学生、相談窓口その他必要と認める者との面談等により、障害の状況、困りごとの内容、希望する合理的配慮の内容等、申請書の内容について確認し、速やかに合理的配慮提供計画書（様式第2号。以下「計画書」という。）を作成する。

- 2 監督者は、前項の計画書の作成に当たり、必要に応じて次の各号について実施する。

- (1) これまでに受けていた支援の内容の確認
- (2) 専門家の所見の確認

- 3 監督者は、前項第2号の実施に当たり、専門家の選定について保健管理委員長に相談することができる。
- 4 監督者は計画の作成に当たり、当該障害学生に対し、計画書について十分な説明の機会を設け、合意を得なければならない。
- 5 監督者は、前項に定める計画書について、監督責任者の了承を得る。
- 6 監督者は、第1項により確認を得た申請書及び前項により了承を得た計画書を、最高管理責任者に提出する。

（合理的配慮の提供の決定）

第7条 前条により申請書及び計画書の提出を受けた最高管理責任者は、合理的配慮の提供の可否、提供を可と認める場合にはその内容及び計画を決定する。

- 2 最高管理責任者は、合理的配慮の提供が可と認められた者に対しては、合理的配慮提供決定通知書（様式第3号）により当該障害学生に通知する。
- 3 最高管理責任者は、合理的配慮の提供が不可と認められた者に対しては、合理的配慮提供否決通知書（様式第4号）によりこれを通知する。
- 4 最高管理責任者は、第1項に定める合理的配慮の提供の可否等を決定するに当たり、必要に応じて、教職員対応要領第4条第2項に規定する障害者差別解消推進会議に諮ることができる。

（合理的配慮の提供の実施）

第8条 最高管理責任者は監督者に指示し、前条第1項において決定した合理的配慮の提供を実施させる。

- 2 監督者は監督する教職員に指示し、前条第1項において決定した合理的配慮提供計画書に基づき計画を実施させる。

（合理的配慮提供計画実施状況の評価）

第9条 監督者は、合理的配慮提供計画の実施に当たり、当該学生との面談等により計画実施状況の確認を行い、妥当性、適切性等について評価する。

（合理的配慮提供計画の変更）

第10条 前条による評価の結果、監督者は、必要と認める場合には、合理的配慮提供計画を変更することができる。

- 2 前項の計画の変更に当たり、監督者は、当該障害学生から合意を得なければならない。
- 3 監督者は、第1項により計画を変更する場合、監督責任者の了承を得るとともに、最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、必要に応じて、前項により報告のあった計画の変更を障害者差別解消推進会議に諮ることができる。

（合理的配慮の提供の実施状況の報告）

第11条 監督者は、第8条第2項により実施した合理的配慮の提供の実施状況をまとめ、障害者差別解消推進会議に報告しなければならない。

(個人情報の取扱いに関する留意事項)

第12条 合理的配慮の提供に当たり取得した個人情報は、青森県立保健大学個人情報保護ポリシーに基づき、個人の権利を尊重し適切に取り扱う。

(合理的配慮の提供に係る事務)

第13条 合理的配慮の提供に係る事務は、教務学生課が行う。

(準用規定)

第14条 障害学生以外の、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般に関わる障害者の支援に係る手続については、第2条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第15条 この実施要領に定めるもののほか必要な事項については、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この実施要領は、平成31年2月25日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和4年1月7日から施行する。

(様式第1号)

合理的配慮提供申請書

申請日 年 月 日

青森県立保健大学長 殿

下記のとおり、修学等に係る合理的配慮の提供を申請します。
また、合理的配慮の提供に際し、関係者間で個人情報が共有されることを了承します。

所 属 _____ 学科/課程 _____ 年
学籍番号 _____
氏 名 _____ 印
住 所 _____
電話番号 _____

1 障害又は病気等の内容

(1) 種別

- 身体障害 ()
- 知的障害 ()
- 精神障害 ()
- 発達障害 ()
- その他 ()

(2) 添付書類

- 診断書 障害者手帳 (種 級) 療育手帳 (区分:)
- 精神保健福祉手帳 (級) 自立支援医療 ()
- 専門家の所見 心理テストの結果 前所属教育機関(高校)等からの文書
- その他 ()

2 困りごとの内容

3 希望する合理的配慮の内容

(様式第2号)

合理的配慮提供計画書

下記のとおり合理的配慮の提供をするものと決定します。

所属 _____

職位・氏名 _____ 印

作成年月日 年 月 日

所 属	学科 課程	学 年	年
学籍番号		ふりがな 氏 名	
障害の状況			
困りごとの内容			
希望する合理的配慮の内容			
これまでに受けていた支援の内容※			
専門家の所見※			
面談の結果			
合理的配慮提供計画 (変更点)			

※の付いた項目は、必要に応じて記入すること。記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

【監督責任者（部局長）記載欄】

上記の合理的配慮提供計画について了承しました。

年 月 日

_____ 印

(様式第3号)

青 保 大 第 号
年 月 日

殿

合理的配慮提供決定通知書

公立大学法人青森県立保健大学
理事長

年 月 日付けで申請のあった合理的配慮提供申請について協議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 合理的配慮の提供の開始年月日
- 2 合理的配慮の内容

(様式第4号)

青 保 大 第 号
年 月 日

殿

合理的配慮提供否決通知書

公立大学法人青森県立保健大学
理事長

年 月 日付けで申請のあった合理的配慮提供申請について協議した結果、下記の理由により否決しましたので通知します。

記

1 否決した理由